

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中又は渡航予定の皆様へ

4月27日、マニング・パンデミック指揮官は、国際渡航に関する規制(Pandemic Measure No.2)を更新しました(同日から有効)。新しい規定では、フィリピン、中国(香港)、シンガポールからPNGに入国する渡航者は到着時のCOVID-19検査が(従来どおり)必要とされていますが、豪州からの渡航者の受検の要否については記載がありません。

また、同検査にかかる費用の上限額はこれまで200キナとされていましたが、150キナに減額されました。

※このメールは在留届、たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。
※災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届(3か月以上の滞在)の届出、又はたびレジ(3か月未満の滞在)の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。

(在留届)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

※「在留届」の変更は以下のURLから手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURLから手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

【お問い合わせ先】

在パプアニューギニア日本国大使館

住所: Godwit Road, Waigani, Port Moresby, NCD, Papua New Guinea

電話(+675)321-1800

E-mail: sceoj@pm.mofa.go.jp

ホームページ: <http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.htm>